

## 3D映像産業振興協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、3D映像産業振興協議会（以下「3D協議会」という）と称する。

### (目的)

第2条 3D協議会は、3D映像産業の課題抽出、振興策の提言・実施の促進及び成果普及を通じて、3D映像産業振興に資することを目的とする。

### (活動)

第3条 3D協議会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 3D映像の制作力、作品力の強化
- (2) 3D映像制作技術の課題解決
- (3) 海外市場開拓、国際共同制作等の海外展開施策
- (4) 上記に付随するその他の活動

### (会員)

第4条 3D協議会会員は、コンテンツ制作事業者、放送事業者、機器メーカーなど3D協議会の主旨に賛同した法人、団体及び個人とする。

2. 3D協議会の目的に賛同するものは、事務局へ入会申込書を提出し、会長の承認を受け会員となることができる。
3. 3D協議会会員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

### (会期)

第5条 3D協議会の運営期間は、平成23年6月15日～平成27年3月末日までとする。

2. 総会の承認が得られた場合、3D協議会の運営期間を延長することができる。

### (役員)

第6条 3D協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、第4条1項の会員の中から総会において選出する。役員任期は、以下のとおりとする。ただし再任を妨げない。

- (1) 第1期は平成23年6月15日に開催された最初の総会の日から平成25年3月末までとする。
- (2) 第2期は平成25年4月1日から平成27年3月末までとする。

(役員職務)

第8条 会長は3D協議会を総理し、3D協議会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(構成)

第9条 3D協議会は、総会、幹事会(コアメンバー)、WG、事務局から構成される。また必要に応じて関連省庁、関連団体等をオブザーバーとして求めることができる。

(1) 総会

総会は、3D協議会の最高決議機関とし、会員をもって構成する。

(2) 幹事会

幹事会は、会長、副会長及び会長の任命する会員で構成する。

(3) WG ワーキンググループ(以下WGという。)は、会員によって構成される。

(3) 事務局

3D協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

(総会)

第10条 総会は、3D協議会の最高議決機関とし、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催し、総会の議長は、会長が行う。

2. 総会は、この規約に定めるもののほか、3D協議会の目的に資する重要な事項を決議する。
3. 総会は、会員の1/3以上の出席をもって成立する。但し、やむを得ない理由で総会の開催通知を受けて欠席する会員は、委任状を提出して出席したものとみなす。
4. 総会の決議は過半数の賛成で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(幹事会)

第11条 幹事会は、本規約に基づいて以下に掲げる事項を決議、執行する。

- (1) 総会で決議した事項の執行に関する事
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) その他総会の決議を要しない本会活動に関する事項

(WGの設置)

第12条 3D協議会は、第3条に定めた活動を行うために、幹事会の承認のもとWGを設置する。

(事務局)

第13条 3D協議会の事務局は、東京都千代田区一番町23番地3 一般財団法人デジタルコンテンツ協会内に置き、一般財団法人デジタルコンテンツ協会が運営する。

(規約の変更)

第14条 規約の変更は、総会の決議を経なければならない。

附則

第1条 本規約は、平成25年4月1日から施行する。